

仕様書に対する質問・回答

No.	質問事項	回答
1	<p>サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託仕様書に関して、</p> <p>(3) 「想定される収容人数の適正規模」とは、「現状の観客動員数や将来予測を分析」し、適正規模を設定することであり、各敷地に対する適正規模を設定するものではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2	<p>サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託仕様書に関して、</p> <p>(3) 「計画地において整備可能な最大規模」とは、複数の候補地及び、JFE晴れの国スタジアムの改修に対して、集団規定に関する最大座席規模を検討するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>建築基準法の集団規定で定められている遵守すべき最低限の基準から最大規模を検討する他、観客の歩行者動線や大型車両の搬出入動線、不特定多数の者が円滑に移動、利用できること等を考慮し、規模を検討していただきます。</p>
3	<p>サッカースタジアム調査及び検討支援業務委託仕様書に関して、</p> <p>(6) 「駐車場必要容量」の検討とは、スタジアム収容人数に対する駐車場台数の検討という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>スタジアム収容人数に対する駐車場台数ではなく、観客の来場方法から想定される必要駐車台数を分析し、整理していただきます。</p>
4	<p>「調査業務又は計画策定業務」には、基本設計・実施設計等の設計業務も含まれると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計・実施設計等の設計業務は含まれておりませんが、スタジアム整備の検討に係る各種調査や周辺への影響の検討を行うほか、スタジアムの配置図等やその他の整備に必要な工事等に関する資料の作成業務は含まれます。</p>
5	<p>「協議会の運営支援」の具体的な範囲をご教示ください。会場手配や委員への開催案内等各種連絡など、事務局業務がどこまで含まれるかを確認させていただきたいです。</p>	<p>会場手配や委員への開催案内は事務局で行いますが、会議の質疑対応や議事録の作成、資料準備等を行っていただきます。</p>
6	<p>本業務の受託者が、今後実施される可能性のあるスタジアム整備に係る計画策定業務や設計業務等の公募や入札に参加することについて、制限はないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>プレゼンテーションについて、「説明する者は3名以内」とされていますが、説明者以外の出席者（同席者）が3名を超えることは差し支えないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、出席者の上限人数があればご教示ください。</p>	<p>会場の都合上、出席者は説明する者を含め3名以内でお願いいたします。</p>

8	技術提案書の説明（プレゼンテーション）において、冒頭の挨拶や質疑応答の場面で、説明者以外の出席者（同席者）が発言することは可能でしょうか。	可能です。
9	プレゼンテーション会場には、資料を投影するためのモニター又はスクリーン等の設備は準備されていますか。 準備されている場合、「技術提案書及び技術提案書の別紙」の内容をまとめた別途のプレゼンテーション資料を作成し、投影して説明することは可能でしょうか。	モニター又はスクリーン等の資料を投影する設備は本県で用意しますが、PC等（HDMIケーブルを含む）は説明者側で用意してください。 「技術提案書及び技術提案書の別紙」の内容をまとめた別途のプレゼンテーション資料を作成し、投影して説明することは可能です。
10	「地域への経済的な影響等を整理すること」とありますが、定量的な経済波及効果の算出までは求めていないという理解でよろしいでしょうか。	定量的な経済波及効果の算出までは求めていませんが、地域経済への影響が見えるような調査分析の方法を、技術提案書1（3）に記載してください。
11	主要業務の実績について、実績を証明する信憑（仕様書・契約）の添付が必要と理解していますが、参加申込の際に提出した実績も含め改めて提出が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
12	類似業務の実績について、実績を証明する信憑（仕様書・契約）の添付については記載がないため不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	主要及び類似業務の実績について、国の機関や地方自治体発注の業務が対象と理解していますが、よろしいでしょうか。	民設のスタジアムの事例があるため、発注者は国の機関や地方自治体に限る必要はありません。
14	担当技術者について、保有資格を記載しますが、資格証の提出は記載がないため不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	企業名の記載 提案書の作成において、原本及び副本ともに提案書内に提案者企業名を記載について制約が記されていないことから、企業名を記載して良いとの理解ですが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	本業務への参加について、フットボールスタジアム検討協議会の委員が所属する機関・企業（関連企業を含む）や協議会に関連した者（講演者や講演者が関連（業務委託含む）する企業を含む）は、公平性の観点から本業務へ参加不可と認識していますが、その認識でよろしいでしょうか。	フットボールスタジアム検討協議会の第一回会議は4月26日開催予定であり、現時点においては、協議会での議論が始まっていないことから、本業務への参加を制約する者はありません。